

施策評価表(平成21年度実績評価と平成23年度方針)

作成日 平成 22 年 9 月 1 日

施策No.	20	施策名	文化活動の推進	21年度 施策位置付け	<input type="checkbox"/> 重点施策 <input checked="" type="checkbox"/> それ以外
施策統括課名	生涯学習課	施策統括課長名	田中 潤		
施策関連課名					

1. 施策の目的と成果実績

施策の目的 「対象」	対象指標名	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績
<ul style="list-style-type: none"> 文化財(有形、無形、民俗) 市民(小学生以上) 	市内の文化財の件数	件	7,483	7,483	7,733
	市民数(小学生以上4月1日時点)	人	107,539	109,147	109,069

施策の目的 「意図」	成果指標	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績
<ul style="list-style-type: none"> 次世代に伝承される より多く歴史、芸術、文化にふれる 	適正に保全されている文化財の件数	件	7,483	7,483	7,733
成果指標設定の考え方	文化財の保全が行われ、適切に保護されている件数を対象とする。				

成果指標の把握方法(引用資料、算定式など)	文化財台帳等の資料データに基づき把握
-----------------------	--------------------

施策の成果向上に向けての市民と行政との役割分担	<p>市民の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民は、地域の郷土芸能や個人所有の文化財を市の共有の財産であると認識し、その継承や保存に努める。 <p>行政の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 貴重な歴史資料や郷土芸能を次世代に伝えるべく適切に保存する。 必要に応じて文化財所有者に適切な保存についての助言を行う。 郷土に関する冊子の発行やイベントの開催を通じて、市民や近隣住民に市の文化財をアピールし、文化財保護の高揚を図る。
-------------------------	--

2. 施策成果の評価

施策成果の水準評価	<p><施策の成果水準評価></p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 21年度目標を上回る実績だった <input type="checkbox"/> 21年度目標通りの実績だった <input type="checkbox"/> 21年度目標を達成出来なかった <p>根拠:</p> <ul style="list-style-type: none"> ①古文書と写真のデジタル保存(緊急雇用対策事業)を実施。また、市民グループと協働して古文書の解読等の調査を行った。 ②南沢獅子舞の映像記録の作成を行った。 	<p>①近隣との比較</p> <ul style="list-style-type: none"> 法に基づく保護保存の施策に差は小さい。本市の遺跡公園(小山台等)の保存は充実している。 博物館のある団体と比べ、本市は展示・保存スペースは狭い。 <p>②時系列比較</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺跡の試掘や本調査は、近年少ない傾向にある。 文化財の活用面では、行事の開催や案内の冊子の刊行(郷土資料室通信等)が充実している。 <p>③市民期待水準との比較</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財に対する関心の高い市民は自ら研究し、見学や資料の作成などを行っている。 展示施設の充実を求める声は多い。 	<p>貢献度の「高い」事務事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財保護審議会運営事業 文化財保存調査事業 埋蔵文化財保存事業 埋蔵文化財調査報告書刊行事業 文化財パンフレット刊行事業 文化財講座等普及事業 郷土資料室運営事業
			<p>貢献度の「低い」事務事業名</p>

3. 施策コストの実績と評価

施策トータルコスト	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績	①時系列比較 ・文化財保存調査事業は、1,056千円(h19)から3,429千円(h20)へ224.7%増加。 ②近隣との比較 ・博物館を持っている近隣市のコストは高い。 ・重点的な文化財の保護及び活用の対象は、市により異なるためコスト比較は難しい。 ③納税者期待との比較 ・地域の文化を知りたいという要望は少なくないが、適切な費用の負担や手法の工夫が求められている。
①本施策を構成する事務事業の数	本数	12	12	12	
②事業費(本施策を構成する全事務事業の事業費合計)	千円	12,492	7,539	8,987	
③人件費(本施策を構成する全事務事業の人件費合計)	千円	25,119	22,890	15,610	
④トータルコスト(②+③)	千円	37,611	30,429	24,597	
効率的指標	円				<施策事業費の中で上位1/3を占める事務事業名> ・埋蔵文化財保存事業 ・文化財保存調査事業
対象(受益者)1単位あたりもしくは市民1人あたりの施策の					
⑤事業費(定義式: ② / 市民数(小学生以上))	円	116	69	82	
同					
⑥人件費(定義式: ③ / 市民数(小学生以上))	円	234	211	143	
同					
⑦トータルコスト(定義式: ④ / 市民数(小学生以上))	円	350	280	225	

4. 施策の方針設定に際しての前提条件

施策の成果向上における市の関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 市の関与の強化 <input checked="" type="checkbox"/> 市の関与の現状維持 <input type="checkbox"/> 市の関与の軽減 * 行政と市民の役割分担含む 説明： ・文化財保護法に基づく保護が施策の中心。 ・保護対象の拡大や権限と事務の移管により市の役割が大きくなっている。 ・文化財の保存と活用は、国や東京都、専門的機関、民間等と連携し適切に行っていく。 ・文化財の行事は、市が行うものもあるが市民が実施するものも少なくない。 ・市は、資料の提供や助言の役割を担う。	<input checked="" type="checkbox"/> 対象の増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 対象の減少による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 受益者の行政需要の増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 受益者の行政需要の減少による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 施策事業費の増減なし 説明： ・古文書と写真のデジタル保存(緊急雇用対策事業)を実施。また、市民グループと協働して古文書の解説等の調査を行った。 ・南沢獅子舞の映像記録の作成を行った。 ・上記の事業により、文化財の数は7,733件と前年度より250件増加した。	<コスト削減不可事務事業名> (市の裁量ではコストを削減できない事務事業) ・埋蔵文化財保存事業 (開発に伴う埋蔵文化財の試掘調査等は公費で行うことが原則のため。)
	施策コスト(事業費)の成り行き予測	市の裁量でコストを削減できる事業費の金額(比率)	平成21年度実績 4,585,000 円 (51 %) * 市条例は含まず

5. 全庁評価会議で示された施策の方向等

(優先施策の選定) 施策の方向性	23年度の施策位置づけ : 優先施策 <input type="checkbox"/> それ以外 <input checked="" type="checkbox"/> 【主な意見】 ・文化財資料集の発行について、「東久留米市史」は、昭和54年に発行して以来、31年が経過。市史編纂資料の収集と保存体制を整備し、市史の発刊時期を検討していく。 ・現学芸員の定年退職時期が近づいているため、学芸員の養成を急いでいく。 ・地租改正時の取調用帳が、良好な保存状態で発見され、市民と協働して解説等の調査を実施した。今後、貴重な文化財として管理していく。
	要検討課題 ①文化財の展示室・保存施設について ・郷土資料室以外の展示室・保存施設は9か所ある。老朽化し、また保存スペースが狭隘になっている。 ・平成23年度以降、計画的に修繕を行う必要がある。 ②文化財資料集の発行について ・文化財資料集は、「東久留米のあけぼの」(平成11年発刊)と「東久留米の江戸時代」(平成17年発刊)の2巻が発行されている。 ・資料集は適切な時期に発刊できないと、資料や記録が散逸する恐れがある。 ・第3巻「東久留米の近代」は、行政改革の影響で発刊が遅れていたが、平成23年度に発刊予定。

6. 平成23年度に向けた施策方針

施策をめぐめる環境・状況の変化(予測)	<国・都の方針並びに関係法規等の変化> ・文化財保護法が平成17年4月に一部改正され、以下の新たな方法が追加されている。 ①棚田や里山など人と自然との関わりの中で作り出された文化的景観 ②民族技術(鍛冶、船大工など地域で伝承されてきた生活・生産に関する用具・用品等の製作技術) ③登録制度の拡充(登録有形民俗文化財制度及び登録記念物制度を創設) ・上記の法改正に伴い、東京都文化財保護条例が一部改正されている。	説明： ・効率的な事務執行に務め、コストを削減しながら他の事業とも連携しながら文化財の活用を図っていく。 ①郷土資料室と歴史展示室は、日曜・祝日以外は開館しているため、開館日数は年間で約300日。恒常的に郷土の歴史や文化に触れる機会を提供している。 ②同室の文化財の資料等に関する閲覧は、平成21年度は約270件と前年度より160件増えている。 ③有形文化財、有形及び無形(郷土芸能)民俗文化財の保存・保護は原則所有者が行い、負担の費用が大きい場合などの事情を総合的に検討し、必要に応じて教育委員会が文化財の保存・保護の支援を行っている。	<取り組みべき課題> * 5.全庁評価会議で示された施策の方向等の「要検討課題」を受けて ・文化財は、市内10か所に分散し保管している。保管場所や展示室の老朽化が進んでいる。 ・文化財の資料集は、第3巻の発行が予定よりやや遅れている。
	<市の状況、市民ニーズの変化> ・郷土資料室は、平成18年5月にわくわく健康プラザ内に移転。歴史展示室は平成19年8月同プラザ内に開設。 ・郷土資料室の見学者は、平成21年度は約1,500人であり前年度と比べ横ばいの状況。 ・郷土の歴史や文化財を学ぶ学習会は、当課の学芸員が説明に向いているが、その回数は11回(h21年度)へと前年度より増え、関心が高まっている。	成果とコストに関する方針	<対応方向> ・文化財の保管施設を修繕するとともに、文化財の保管場所の集約化を施設全体の中で検討する。 ・既存の歴史的資料は、郷土資料室で適切に保管するとともに、今後歴史的資料となる市行政関係文書は、共通の取扱い基準を定められるよう検討する。